

(仮称) 南あたみこども園用地測量等業務委託仕様書

本業務は、別紙測量対象範囲の用地測量等の業務を行う。

1. 委託期間

契約日から令和7年12月26日まで

2. 委託場所

熱海市下多賀918番地の1外 熱海市立多賀小学校及び多賀幼稚園敷地
別紙「測量範囲」

3. 業務内容

(1) 調査業務

①資料調査

- ・登記事項 80筆、
- ・地図類 3通
- ・図面類 25通
- ・官公署公募類 4通
- ・疎明書面 1件
- ・基本三角点等成果類 1件

②画地調整

- ・画地調整 1区画
- ・加算I区画 29区画

(2) 測量業務

①筆界確認のための基礎測量

- ・登記基準点測量 20点
- ・多角点測量 30点
- ・復元測量 20点

②面積測量

- ・面積測量 2万m²

③境界標設置

- ・境界標埋設 20点

(3) 申請手続業務

①地積測量図 6通

②不動産調査報告書 1通

4. 資料の作成と提出

測量に関わる資料作成は、世界測地系座標を用いるものとする。ただし、近隣に基準点がない場合は別途協議を行うものとする。

業務に関する資料は、別に進める（仮称）南あたみこども園建設設計等に必要となり、求められた場合は、すべての業務が完了する前であっても、熱海市に提出するものとする。

5. 成果品の提出

成果品は、以下の項目について、原稿（原図）及び電子データを1部納めること。なお、電子データは、PDF 及び DXF ファイルで作成するものとし、その作成及び編集の方法等について、あらかじめ熱海市係員と協議を行うこと。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 基準点に関する図書
- (4) 求積図
- (5) 嘱託登記に関する図書
- (6) 土地境界確認に関する図書
- (7) 調査資料その他資料

6. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に委託者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に負う業務のかが発見された場合、受託者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

7. 成果品

成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に使用してはならない。

8. 協議

本業務履行に際し、疑義が生じた場合は熱海市と協議しなければならない。